

適用法令	<u>労働安全衛生規則（略称：安衛則）第326条 腐食性液体</u>	
主な法規制 対象物質	一般名称	略号
	イソホロンジイソシアネート	IPDI
	ヘキサメチレンジイソシアネート	HDI
取扱事業者 の主な義務	<p>(第326条)</p> <p>事業者は、硫酸、硝酸、塩酸、酢酸、クロールスルホン酸、か性ソーダ溶液、クレゾール等皮膚に対して腐食の危険を生ずる液体（以下「腐食性液体」という。）をホースをとおして、動力を用いて圧送する作業を行うときは、当該圧送に用いる設備について、同条で規定する措置を講じなければならないと規定されています。</p>	